

愛媛県行政書士会松山支部慶弔規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛媛県行政書士会松山支部（以下「支部」という。）会員（以下「会員」という。）の慶弔等に関して必要な事項を定める。

(報告の義務)

第2条 会員は、自己及び他の会員に、この規程に定める慶弔又は災害等による見舞金等を受ける事由が生じたときは速やかに支部長に報告しなければならない。

(慶事)

第3条 会員が婚姻した場合は、10,000円の結婚祝い金を贈る。

2 会員又はその配偶者が出産した場合は、子1人につき10,000円の出産祝い金を贈る。

(死亡)

第4条 会員等が死亡したときは、次の各号に掲げる弔慰金等を贈る。

- | | |
|------------------------|----------------|
| (1) 会員 | 弔花、弔電及び10,000円 |
| (2) 会員の配偶者 | 弔電及び10,000円 |
| (3) 会員の子、父母又は配偶者の父母 | 弔電及び5,000円 |
| (4) 松山支部に関係があり理事会で認めた者 | 弔電 |

(災害)

第5条 会員の自宅又は事務所が災害により損失を被ったときは、次の各号に掲げる見舞金を贈る。ただし、見舞金の上限は会員1名につき10,000円とする。

- | | |
|--------------------|---------|
| (1) 自宅が全焼又は全壊した場合 | 10,000円 |
| (2) 事務所が全焼又は全壊した場合 | 10,000円 |

(傷病)

第6条 会員が傷病により14日以上連続して入院したときは、見舞金5,000円を贈る。ただし、同一の傷病で退院した日から6か月以内に再び入院した場合を除く。

(適用除外)

第7条 会員が次の各号の一に該当するときは、この規程を適用しない。ただし、特段の事情があると認められる場合は、理事会において協議することとする。

- (1) 愛媛県行政書士会会則第19条第1項各号に該当する場合
- (2) 慶弔又は災害等の事由の発生の日より起算し、過去1年内において1回以上支部還元金対象でない者
- (3) 行政書士としてふさわしくない行為があったと認められる者
- (4) 激甚災害指定を受けたとき

2 第3条から第6条までに規定する見舞金等は、その事由が生じた日から6か月を経過したときは、この規程を適用しないものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(その他)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、理事会に諮り支部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年11月12日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、平成19年12月19日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月21日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月23日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月29日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、平成30年1月30日（理事会承認の日）から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月19日（理事会承認の日）から施行する。